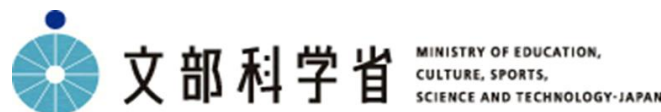


平成30年度全国特別支援学校知的障害教育校長会
第3回代表者研究協議会

特別支援教育をめぐる諸課題について

平成30年11月26日(月曜日)



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 中村大介

お断り

- スライド及び口頭での説明において、一部語句等を略しています。

例) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

→ 知的障害の特別支援学校

- 告示文等に下線や**ラインマーカー**を引いている箇所がありますが、説明のために私が書き加えたものです。

本日の内容

- 小学校等の学習指導要領の改訂について
（自立活動に関係して）
- 自立活動の改訂について
- 知的障害の特別支援学校における
題材の選択について

中央教育審議会の答申をどう受け止めるか

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）

平成28年12月21日 中央教育審議会

中央教育審議会の答申をどう受け止めるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るとい
う目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校に
おいて、必要な教育内容をどのように学び、どのよ
うな資質・能力を身に付けられるようにするのかを
明確にしながら、社会との連携・協働によりその実
現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」
を目指すべき理念として位置付けることとしている。

中央教育審議会の答申をどう受け止めるか

これからの学習指導要領等には、子供たちと教職員に向けて教育内容を定めるという役割のみならず、様々な立場から子供や学校に関わる全ての大人が幅広く共有し活用することによって、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、子供たちの多様で質の高い学びを引き出すことができるよう、子供たちが身に付ける資質・能力や学ぶ内容など、学校教育における学習の全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割を果たしていくことが期待されている。

小学校等の学習指導要領の

改訂について

(自立活動に関係して)

特別支援教育に係る改訂のポイント

- ① 個々の児童の障害の状態等に応じた指導
内容や指導方法の工夫
- ② 特別支援学級における自立活動等
- ③ 通級による指導における自立活動
- ④ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

特別支援教育に係る改訂のポイント①～④

小学校学習指導要領

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な支援を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

特別支援教育に係る改訂のポイント①

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

→ 障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

特別支援教育に係る改訂のポイント①ー2

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

特別支援教育に係る改訂のポイント①ー3

調理や製作等の実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には、個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。

特別支援教育に係る改訂のポイント①-4

周囲の状況に気が散りやすく，加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合には，障害の状態に応じて，手元に集中して安全に作業に取り組めるように，個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり，作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。

特別支援教育に係る改訂のポイント①ー5

なぜ、「難しい場合には」という示し方なのか

- ・ 障害の現れ方は人それぞれであり、一概にはくくれない
- ・ 障害が明確でない児童生徒の中にも、困難さを抱えている場合がある
- ・ 困難さを的確に捉え、個別の指導計画に位置付けるなどしながら、支援にあたっていく

特別支援教育に係る改訂のポイント②-1

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

※ 自立活動については後ほど説明します

特別支援教育に係る改訂のポイント②-2

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援教育に係る改訂のポイント③

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

特別支援教育に係る改訂のポイント④ー1

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特別支援教育に係る改訂のポイント④ー2

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

自立活動の改訂について

自立活動の指導の基本

自立活動の指導は、

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による
学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しよ
うとする取組を促す教育活動である。

自立活動の指導の基本

個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達
の段階等に即して指導を行うことが基本であるため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されることが必要である。

自立活動の改訂のポイント①

<学習指導要領及び解説の改訂におけるポイント>

- 1 自立活動の6区分のうち、「1健康の保持」に新たに1項目追加するとともに2項目について改善を図った。

(※6区分26項目が、6区分27項目となった)

自立活動の改訂のポイント②

<学習指導要領及び解説の改訂におけるポイント>

- 2 個別の指導計画の作成と内容の取扱い等に関する手続きを整理する際の配慮事項を充実して示した。

自立活動の改訂のポイント③

＜学習指導要領及び解説の改訂におけるポイント＞

- 3 解説において自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例及び具体的な指導例を充実して示した。

「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の充実

- 個別の実態把握から指導目標(ねらい)や具体的な指導内容の設定までの 手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、**手続きの各過程を整理する際の配慮事項を示した。** **P200**
- 個々の児童又は生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、**思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新たに示した。** **P201**
- 個々の児童又は生徒が、**自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることを新たに示した。**

知的障害の特別支援学校の自立活動

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、全般的な知的発達^①の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。

知的障害の特別支援学校の自立活動

例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を組み立てて話すことが難しかったりすることなどである。

運動や動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢を維持できないことや衣服のボタンを掛け合わせると思うようにできないことなどである。

知的障害の特別支援学校の自立活動

情緒や行動面では、失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることである。

知的障害の特別支援学校の自立活動

そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

自立活動の内容の改訂

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する

こと（新設）

ここでのポイントは、自己の障害の特性の理解を深め、自ら生活環境に働きかけ、より過ごしやすい生活環境を整える力を身に付けていこうとするところにある。

自立活動の内容の改訂

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること **(改善)**
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と行動に関すること **(改善)**
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では、

個別の実態把握から指導目標（ねらい）や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項を示した

具体的には…

自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では、

個々の児童又は生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新たに示した。

自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では、

自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図ることを新たに示した。

自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

個々の児童又は生徒が、発達が遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

↑

個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

知的障害の特別支援学校 における題材の選択について

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容等に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

力 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

キ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ク 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

各教科等を合わせた指導における指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(才) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

(カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

(カ) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。(現行)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

(イ) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。

(イ) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。(現行)

基となる
学習指導要領の内容

具体的な
指導内容

3段階に示された内容

具体的な指導内容

2段階に示された内容

具体的な指導内容

1段階に示された内容

具体的な指導内容

当然、AさんとBさんの学習の基となる学習指導要領の内容に関する事項は異なるし、設定される具体的な指導内容も異なる。

各教科等を合わせて指導を行う場合の授業時数

(略) 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切である。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

中教審第197号より

(2) 具体的な改善事項

② 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本(抜粋)

望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本(抜粋)

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して，日々の生活の質が高まるよう指導するとともに，よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。

自発的な活動を大切にし，主体的な活動を促すようにしながら，課題を解決しようとする思考力，判断力，表現力等を育むよう指導する。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本^(抜粋)

児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本(抜粋)

児童生徒の興味や関心，得意な面に着目し，教材・
教具，補助用具やジグ等を工夫するとともに，目的
が達成しやすいように，段階的な指導を行うなどし
て，児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導す
る。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本(抜粋)

児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。

児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。